

# 令和5年度 職長・安全衛生責任者教育

労働安全衛生法第60条により、事業者は「新たに職務につくことになった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)」に対し同法及び同施行規則第40条に定める安全又は衛生の項目についての教育を行わなければならないことが義務付けられています。

なお、建設業等においては職長が「安全衛生責任者」に選任されることが多いため、「安全衛生責任者」になるための教育を併せ実施します。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり  
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 50名 ( 定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・講習時間

講 習 科 目	講習時間	日程	時間
① 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	2	1 日 目	9:00
② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	2.5		15:00
③ 異常時、災害発生時における措置	0.5		15:00
④ 安全衛生責任者の職務等	1		17:00
⑤ 統括安全衛生管理の進め方	1		17:00
⑥ 危険性又は有害性の調査の方法、結果に基づき講ずる措置等(リスクアセスメント等)	4	2 日 目	9:00
⑦ 異常時、災害発生時における措置	1		15:00
⑧ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	2		17:00
⑨ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法			17:00

講習科目の入替えにより、時刻が変動する場合があります。

## 4 受講料

職長教育	会 員	13,200 円 (テキスト・資料代金0円・受講代金のみ)
(講習科目④⑤受講不要)	一 般	15,400 円 (テキスト・資料代金 1,320円含む)
職長・安全衛生責任者教育	会 員	15,400 円 (テキスト・資料代金0円・受講代金のみ)
(金額はすべて税込です。)	一 般	17,600 円 (テキスト・資料代金 1,980円含む)

## 5 申込方法

次頁の「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

### 【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 本人確認書類 (自動車運転免許証など)の写し [ 詳細は「申込書兼受講票」に記載されています。]

- (1) 持参の場合は、当協会窓口へ「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合は、現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。  
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合は、「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。  
(FAX、メールで、③本人確認書類の写りが悪い場合、後日の郵送をお願いする場合があります。)

【振込口座】	佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会
--------	------------------------------------

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から、申込書を送付出来ます。

[佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email [kosyusakikyo@lib.bbq.jp](mailto:kosyusakikyo@lib.bbq.jp)



## 6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図・用意する物等の注意事項とともにお送りします。
- (3) 当日の申し込みは受理いたしません。
- (4) テキストは初日に配布します。